

認知症サポーター養成講座を開催しませんか

9月21日は「認知症の日」、9月は世界アルツハイマー月間です。認知症は誰でもなる可能性がある脳の病気であり、誰もが認知症を自分事ととらえ「知る」「備える」「つながる」ことが大切です。認知症サポーター養成講座は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族をあたたく見

守る「応援者」を養成する講座です。希望日時、場所に講師（認知症キャラバン・メイト）が訪問して講座を行います。何人からでも無料で開催できます。

- 内容**：認知症についての理解、対応方法などの講話
- 所要時間**：原則90分（ご都合に合わせて調整できます）

■問・申込み：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

ランとも RUN伴山形県2026

RUN伴（とも）は、今まで認知症の方と接点がなかった地域の住民や企業、商店などが認知症を生きる本人や家族、医療福祉関係者などと一緒にタスキをつなぎながら走るイベントです。沿道から温かいご声援を送り、一緒にRUN伴を盛り上げましょう！

■問合せ：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490



- 日時**：9/6(日)
 - ①8:00 日和山公園第二駐車場スタート
 - 8:45 酒田市市民健康センター駐車場ゴール
 - ②10:00 鶴岡駅スタート
 - 10:50 鶴岡市役所ゴール

実年齢より若い体をキープ！ 簡単チェックで知る私の健康と、無理なく続ける生活習慣

- 日時**：9/28(月)13:30～15:00
※開会までの時間、希望者はAEGS【最終糖化産物（老化物質）測定】ができます。（開場13:15）
- 場所**：役場B棟
- 対象**：糖尿病予防に関心がある方
- 定員**：40人
- 参加費**：無料
- 講師**：庄内余目病院 健康運動指導士 庄内町 管理栄養士
- 申込期限**：9/18(金)

■問・申込み：保健福祉課健康推進係☎0234-42-0170

在宅酸素療法を受けている方へ ～在宅酸素療法者助成について～

4月分から9月分までの在宅酸素療法者助成について受付を行いますので、該当する方は申請ください。

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書（入院や施設入所等の療法休止期間を伺います）※以下は新規の場合のみ必要
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）

■問合せ：保健福祉課福祉係☎0234-43-0818

または使用証明書（機器業者の証明が必要）

- 持ち物**：上記提出書類、身体障害者手帳
- 提出期限**：10/7(水)
※前回該当した方へは、書類を送付します。新規で助成を受ける方は、町が利用決定を行った月以降が対象となります。保健福祉課福祉係にてあらかじめ書類を受け取り、医療機関または機器業者より証明を受けてください。

ほっとひと息カフェ

物忘れが気になる・心配という方やそのご家族、ちょっと誰かと話をしたい方など、参加者を限定することなく、交流を楽しめる場です。人との交流は認知症予防につながります。

● 日時	毎月第一木曜日13:30～15:30	10/15(木)11:00～12:00
● 場所	JAあまるめ（抛り所しゃんしゃん）	立川複合拠点施設1階

■問・申込み：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

いつまでも自分らしく！ 今日から始める「ちょこっと健康講話」に参加しませんか

● 日時	9/15(火)13:30～14:30	10/1(木)13:30～14:30
● 場所	ソラーナ	JAあまるめ（抛り所しゃんしゃん）
● 持ち物	屋内用運動靴	なし
● 申込期限	9/7(月)	9/24(木)

- 定員**：各20人
- 参加費**：200円（茶菓代）

■問・申込み：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

庄内健康フェア

体験コーナーやスタンプラリーに参加して、楽しく正しく健康について学びましょう。

- 日時**：9/26(土)10:00～16:00
- 場所**：イオンモール三川
- 費用**：無料
- 内容**：①スタンプラリー②体組成測定③血圧測定④ベジチェック⑤がん相談⑥血糖値測定

■問合せ：保健福祉課健康推進係☎0234-42-0170



人工透析療法を受けている方へ ～医療機関通院交通費助成について～

4月分から9月分までの通院交通費助成について受付を行いますので、該当する方は申請ください。

- 対象**：次のいずれにも該当する方
 - ①人工透析療法を受けるため、交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して医療機関に通院している方
 - ②本人及び同一世帯生計中心者の令和7年分の所得税が非課税の方

■問合せ：保健福祉課福祉係☎0234-43-0818

③生活保護法等他の法令により通院交通費の給付を受けていない方

- 提出書類**：・申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）
・医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）
- 持ち物**：上記提出書類、身体障害者手帳
- 提出期限**：10/7(水)
※前回該当した方へは、書類を送付します。